



マイナンバー(個人番号)お届けのお願いについて

2015年12月31日以前に証券口座、債券口座を開設されたお客様の※マイナンバー(個人番号)提供の猶予期間が2018年12月末日で終了致します。

2019年1月1日以後、最初に投資信託や国債等の売却代金や分配金、利子等の支払を受ける時までにマイナンバーを提供していただく必要がございます。

まだ、ご提供いただいていないお客様におかれましては、お早めにご提供いただきますようお願い申し上げます。(新たに証券口座、債券口座を開設する場合は、猶予期間はございません。)

本状作成日以降、既にマイナンバーをご提供いただいている場合は予めご了承下さい。

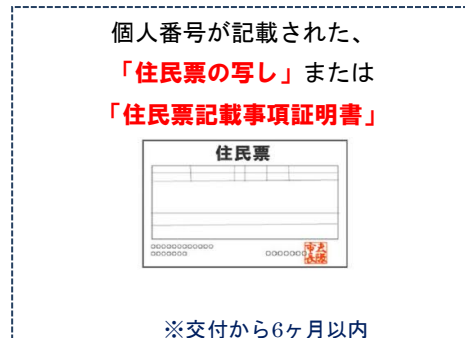
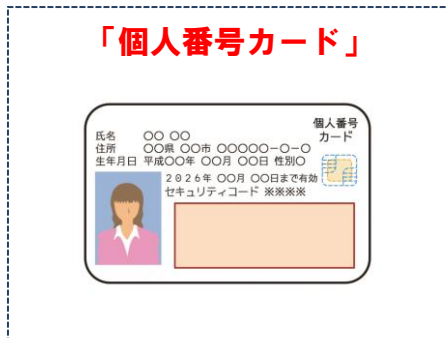
※マイナンバーとは、個人のお客様の場合は「個人番号」、法人のお客様の場合は「法人番号」として、法令に定められた税分野・社会保障分野・災害対策分野において個人や法人を識別するために指定されるものをいいます。

【マイナンバー(個人番号)のご提供手続きについて】

マイナンバー(個人番号)をご提供いただく際は、①～③の書類が必要です。

- ①当組合所定の「個人番号利用目的同意書 兼 個人番号通知書」
- ②マイナンバー(個人番号)が確認できる書類(個人番号カード、通知カード等)
- ③氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類

■②の個人番号が確認できる書類とは以下に記載の書類となります。



「個人番号の確認できる書類」のお届けに際しては、法令の定めに基づき、**以下に記載の本人確認書類のご提示・写しのご提出(※過去に本人確認させていただいている方も必要となります。)**と、**当組合所定の書面への署名**をお願い致します。

※「個人番号カード」をご提示・写し(個人番号カードの表面)をご提出いただいた場合、以下に記載の本人確認書類のご提示・写しのご提出は不要です。

■③の氏名、住所、生年月日が確認できる本人確認書類とは以下に記載の書類となります。

【顔写真付きの本人確認書類】 ※いずれか1種類必要です。

- ・ パスポート
- ・ 運転免許証
- ・ 運転経歴証明書
- ・ 障害者手帳
- ・ 療育手帳
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- など

【顔写真のない本人確認書類】 ※いずれか2種類必要です。

- ・ 住民票の写し
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 健康保険証各種
- ・ 印鑑証明書
- ・ 年金手帳各種
- ・ 福祉手帳各種
- など

※本内容は2018年12月1日現在の法令に基づき作成しています。